

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業

仕様書

令和7年8月

向日市

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業仕様書

1 目的

本市におけるゼロカーボンをより一層推進するため、市が所有する公共施設（以下「公共施設」という。）に、PPAにより太陽光発電設備及び付帯設備（以下「PPA設備」という。）を設置し、再生可能エネルギーを確保するとともに、再生可能エネルギー電力の地産地消を図っていくことを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業概要

ア 受注者は、次に掲げる候補施設について、現地調査、設備容量検討及び構造調査を行うこと。なお、複数の施設を選定してもよいが、調査結果や発電シミュレーションから適宜精査し、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の制度の範囲内で可能な限り多くの設備容量とすること。

(ア) 令和7年度 別紙1「候補施設一覧」から事業者において選定を行うこと。

(1) 令和8年度 向日市役所別館及び議会棟

※PPA設備で発電した電力（以下「PPA電力」という。）については、市役所本館及び別館に供給すること。（市役所本館及び別館は1つの電気系統となっている。）

イ 受注者は、PPA設備の設置が可能な施設における設置場所の提供を受け、設備を導入すること。

ウ 受注者は、PPA設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うこと。

エ 受注者はPPA電力を、当該PPA設備を設置した施設（以下「設置施設」という。）に供給すること。

オ 受注者は、PPA 設備で発電した電力のうち自家消費できず余剰となった電力が生じた場合、その余剰電力見合い分（以下「余剰電力」という。）を別紙Ⅰの PPA 設備を設置した施設のうち発注者が指定した施設に供給すること。なお、余剰電力については、非化石証書（トラッキング付非化石証書（再エネ指定））を活用することにより、発電した箇所の所在地がわかるようにすること。

カ 設置施設に供給される PPA 電力量及び余剰電力量が、当該設置施設全体の電力需要量を下回る場合、受注者は不足する電力（以下「小売電力」という。）を再生可能エネルギーにより供給すること。

キ 事業終了後や設置施設の廃止の場合等、PPA 設備が使用できなくなった場合は、受注者は PPA 設備を撤去すること。ただし、発注者と受注者の協議により、PPA 設備は発注者に無償譲渡することができるものとする。

ク 撤去により防水層等を破損した場合には受注者の負担で修復を行うこと。

(2) 事業期間等

ア 契約開始から撤去完了までを事業期間とする。

イ 運転期間は、運転開始日から原則として 20 年間とする。なお、国の補助事業を活用するため、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始日とすること。

ウ PPA 設備の導入完了期限については、別紙Ⅰを基本とする。なお、電力供給開始時期については、発注者と協議の上、決定する。

(3) 契約単価

ア 発注者は、設置施設に供給された PPA 電力量及び小売電力量にそれぞれの契約単価を乗じた代金を受注者に支払う。

イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。

ウ PPA 電力に係る契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

オ PPA 電力に係る基本料金単価の設定は、行わないものとする。

カ PPA 電力に係る契約単価には、PPA 設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。

キ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

ク 本事業は国交付金を活用して行うものであることから、PPA 電力に係る契約単価の算出に当たっては、交付金額を考慮した設定とすること。

ケ 契約期間中に設置施設における電力需給量の増減が大きく生じる場合や社会情勢等により発電費用の増減が著しく生じる場合は、発注者の求めに応じ契約変更等の協議に応じること。

3 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。調査は、PPA 設備の設置に係る課題を発注者と協議した上で行うこと。

(2) 設備容量検討

ア 太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とすること。

イ 受注者は、太陽光発電設備により発電した電力について、最大限自家消費できるように努めること。

ウ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、非常時に市が使用できるように、非常コンセント盤等を設けること。

(3) 構造調査

ア PPA 設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、別途発注者から提示する施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外

力に対して候補施設の耐久性が問題ないことを一級建築士が確認し、書面により報告すること。

イ 候補施設において太陽光発電設備が設置可能な場所は、屋上又は屋根とする。

ウ 建築基準法施行令第86条第3項に基づく垂直積雪量は0.3mとする。

エ 台風等の気象条件への耐久性について配慮すること。

(4) 各種関係手続

ア 受注者は、現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を発注者に提出すること。

イ PPA 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を発注者に提出すること。

ウ 発注者が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した場合、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に基づく賃貸借契約により受注者へ貸し付けることとする。なお、賃借料については、無償とする。

エ 受注者に提供する面積は、PPA 設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。

オ 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、受注者が所管官庁にて必要な手続を行うこと。

4 設備の設置

受注者は、PPA 設備設置工事前の調査・手続を行ったあとに、設置施設への PPA 設備の設置を行うこととする。また、設置の条件は次のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

- ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条及びJIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
- ウ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

- (1) 工事に当たっては、原則として以下の仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定することとする。
 - ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
 - イ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- (2) PPA 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（FIT法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守すること。
- (3) PPA 設備の設置の条件は次のとおりとする。
 - ア PPA 設備設置時には、設置施設の防水機能に影響がないよう施工すること。
 - イ 設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、受注者の責任及び負担で必要な措置を取ること。

ウ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。また、地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、受注者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

エ 受注者は設置施設への PPA 設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面 (PDF 形式データ)、工程表等を発注者に提出し、確認を受けること。

オ 施工に当たり、発注者が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

カ 施工に当たり、公共施設の利用や安全に支障が生じないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

キ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障が生じない計画とすること。

ク 事業期間中、発注者等が行う設置施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにすること。

ケ PPA 設備に係る配線ルートについては、設置施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、発注者との協議により決定すること。PPA 設備には、設置施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。

コ PPA 設備の設置に際しては、設置施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書 (工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等) を作成し、発注者と事前協議の上、設置施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。

サ 工事中においては、警備員の配置などの安全対策の実施や施設管理者及び近隣住民との調整等を受注者において十分に行うこと。

シ 工事完成時には、受注者が自主検査を実施した上で、問題なく動作することを前提に、現場で発注者の確認を受けること。さらに、完成図書書類 (機器仕様図、

取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等)を1部作成し、発注者に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出すること。

6 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様

受注者は、次のとおり PPA 設備による電力供給・維持管理・報告を行うとともに、非常時においては適切な対応を行うこと。

- (1) 受注者は、発注者及び設置施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容、費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。
- (2) PPA 設備が故障した場合は、直ちに設置施設の電気主任技術者に報告の上、受注者の責任と負担において修理を行うこと。
- (3) 毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うこと。
- (4) 設置施設の電気技術者とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意すること。
- (5) 受注者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受注者の負担とすること。
- (6) 事業期間中に、発注者による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、受注者は原因究明に協力すること。
- (7) 事業期間中に設置施設に雨漏り等が生じ、原因が受注者による PPA 設備設置に起因する場合には、受注者負担により速やかに修復すること。
- (8) PPA 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、受注者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。

- (9) 設置施設について、発注者が別途、防水工事などの改修工事を実施する際は、必要に応じて PPA 設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。また、設置施設ごとに1回分の費用は負担すること。なお、改修工事期間中に発生することが想定される売電収入の補償は行わないが、必要に応じて停止期間分の契約期間延長について協議できるものとする。
- (10) 発電設備を陸屋根に設置する場合には、事業期間中に発注者が屋上防水の改修工事を実施することがあるため、防水改修の施工ができるような設置工法を採用すること。
- (11) 発注者が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、発注者に帰属するものとする。
- (12) 受注者は、設置施設について、PPA 設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を発注者に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行い、検証結果を毎年発注者に報告し、発注者はそれを確認することとする。
- (13) 大型台風等による設備に対する影響が懸念される場合は、現場確認、点検、状態監視を行うなど、必要な対策を行うこと。
- (14) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として PPA 設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

7 その他の事項

- (1) 受注者は、設置施設を本事業以外の用途に使用してはならない。
- (2) 受注者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、設置施設の提供を取り消すことがある。この場合、受注者の責任と負担において設置施設から PPA 設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には受注者の負担で修復を行うこと。

- (3) PPA 設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は受注者負担で修復を行うこと。
- (4) 発注者は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用することから、受注者は、発注者の指示に従い、関係書類の作成など必要な支援を実施すること。
- (5) 受注者は、設置施設の管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容等については発注者と協議の上で決定することとする。
- (6) 事業実施に当たり予測されるリスクと責任分担については、別紙2「予想されるリスクと責任分担表」及び次のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定することとする。
- ア 受注者は本事業により、発注者及び第三者に損害を与えないようにすること。
なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（又はこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、発注者へ写しを提出すること。また、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者が補償責任を負い、受注者の責任において速やかに対応するものとする。受注者が責任を負うべき事項で、発注者が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこととする。
- イ 受注者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は受注者の費用負担により PPA 設備及びその他付帯設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。ただし、発注者と受注者の協議により、PPA 設備は発注者に無償譲渡することができるものとする。
- ウ 受注者は本事業上知り得た内容、情報等を発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。

- (7) 発注者が保有する資料について、受注者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、発注者の判断において貸与するものとする。貸与を受ける受注者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業終了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- (8) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。
- (9) その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、発注者と受注者で協議して決定するものとする。